

令和4年度 奈良県教育委員会 幼稚園「中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条及び同法附則6条の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、公立の幼稚園における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の園運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教諭等（以下「当該教諭」という。）は、教育活動その他の園運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される者とする。
- (2) 市町村教育委員会及び市町村公立幼稚園所管課（以下「市町村教育委員会等」という。）は、管内の幼稚園について、当該年度に中堅教諭等資質向上研修を受ける者を確定し、園長に通知するとともに県教育委員会に名簿を提出するものとする。
- (3) 次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
 - ア 臨時的に任用された者
 - イ 他の任命権者が実施する十年経験者研修及び中堅教諭等資質向上研修を修了した者
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
 - エ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
 - オ 令和4年度幼稚園等新規採用教員研修を受講する者

3 実施主体等

幼稚園中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会等の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容

中堅教諭等資質向上研修は、園外研修と園内研修からなり、研修実施計画書に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容は次のとおりとする。

（園外研修）

- (1) 主に教育研究所が実施する研修で、研修領域として、共通研修、保育専門研修を設ける。当該教諭は、共通研修を2日、保育専門研修を3日、夏期休業期間等に合計5日間受講するものとする。
- (2) 当該の期間に教員免許状更新講習の更新時期に当たる者については、教育研究所において実施する教員免許状更新講習の履修認定をもって、これを共通研修の一部に充てることができる。

（園内研修）

- (3) 園長の指導の下、実際の保育実践を通じた保育研究や教材研究、特定課題研究等を行う研修として、原則として、第2・3学期に、園内において10日間実施するものとする。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

- (1) 園長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該教諭の能力、適性等について評価を行い、それをもとに研修実施計画書を作成して、指定された期日までに市町村教育委員会等に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会等は、園長から提出された研修実施計画書について精査し、必要に応じて調整を行い、県教育委員会に研修実施計画書の写しを提出するものとする。
- (3) 園長は、市町村教育委員会等の研修計画の決定を受けて、当該教諭に職務上の権限により研修を命じるものとする。その際、当該教諭が自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、研修実施計画書を本人に示し、説明するものとする。

（研修計画の改善）
- (4) 園長は、中堅教諭等資質向上研修の進展に応じて、適宜、必要な研修計画の改善を行うことができるものとする。また、市町村教育委員会等は、園長に対して適宜、研修計画改善のための必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

6 園内体制

- (1) 当該教諭は、園長の指導の下に、研修計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 園長は、中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、園全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 園長、副園長又は教頭は、研修計画に従い、当該教諭の指導及び助言に当たるものとする。

7 研修報告

- (1) 教育研究所は、夏期休業期間等の園外研修終了時に、中堅教諭等資質向上研修として実施した研修講座における当該教諭の受講実績報告書を、市町村教育委員会等を通して園長に送付するものとする。
- (2) 園長は、当該教諭の夏期休業期間等の園外研修実績が一定日数を下回る場合、第2学期以降に園外における適切な研修機会を与えることができる。
- (3) 当該教諭は、研修終了時に、自己評価を行い、研修報告書を園長に提出するものとする。
- (4) 園長は、当該教諭が提出した研修報告書を踏まえて、研修成果について、再度、評価を行い、研修実施報告書を作成し、指定された期日までに、市町村教育委員会等に提出するものとする。
なお、研修成果については、当該教諭に対する以後の指導や研修に活用していくことが望ましい。
- (5) 市町村教育委員会等は、園長から提出された研修実施報告書の写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (6) 県教育委員会は、当該教諭が4内容に定める研修を修了しなかったときは、市町村教育委員会等に通知する。

8 文書保存

- 市町村教育委員会等は、当該教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を5年間保存するものとする。

9 実施協議会及び実施園園長連絡協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置するものとする。
 - ア 研修内容等（園外研修、園内研修等）について
 - イ その他実施上の諸課題について
- (2) 実施協議会は、奈良県教員等育成協議会をもって充てるものとする。
- (3) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会等担当者を含む実施園園長連絡協議会を年度当初に開催するものとする。

10 その他

- (1) 中堅教諭等資質向上研修実施に係る旅費は、すべて園負担とする。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修実施に関する日程、事務手続き等については、実施の手引において別途定めるものとする。
- (3) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が定める。